

最後だと わかっていたら

あなたが振り返りにつくのを見るのが最後だとわかっていたら
わたしはもっとちゃんとカバンをかけて
神様にその魂を守ってくださるように祈っていたら

あなたがドアを出て行くのを見るのが最後だとわかっていたら
わたしはあなたを抱きしめてキスをして
そしてまたもう一度呼び寄せて抱きしめたら

あなたが喜びに満ちた声をあげるのを聞くのが最後だとわかっていたら
わたしはその一部始終をビデオにとって毎日繰り返し見たら

あなたは言わなくても分かってくれていたかもしれないけれど
最後だとわかっていたら
一言だけでもいい、「あなたを愛してる」と
わたしは伝えたら

たしかにいつも明日はやってくる
でももしそれがわたしの勘違いで今日で全てが終わるのだとしたら
わたしは今日どんなにあなたを愛しているか伝えたい

そしてわたしは忘れないようにしたい

若い人にも年若い人にも

明日は誰にも約束されていないのだということ
愛する人を抱きしめられるのは
今日が最後になるかもしれないことを

「ごめんね」や「許してね」や「ありがとう」や「気にしないで」を
伝える時を持とう

そうすればもし明日が来ないとしても
あなたは今日を後悔しないだろうから



3月11日を、すべての人が
「大切な人を想う日」に。
あなたの署名を
わたしたちにください。

3月11日。それはすべての人が
明日が来ることは当たり前ではない、
と知った日。

すべての人に関係する日にすることで
風化をよせぎたい。岩手日報は、
3月11日を「大切な人を想う日」に
できないかと考えました。

あの日の悲しみと教訓を永遠に語り
継ぐために、この小さな運動に、
あなたの声をください。

岩手日報

キリトリ

市町村

お名前

<http://www.iwate-np.co.jp/>

岩手日報のホームページ、もしくは、この新聞広告にご署名いただき岩手日報本社まで送ってください。

企画・制作・ご署名送り先> 岩手日報社 広告事業局 企画推進部 〒020-8622 岩手県盛岡市内丸3-7 TEL 019-653-4119

出典：2018年3月11日 岩手日報記事

平成30年4月3日(火) 衆議院東日本大震災復興特別委員会 衆議院議員 階 猛 (希望の党)

ノーマットネットマシックス 作/佐川 順 訳 「最後だとわかっていたらなら」(サンクチュアリ出版 刊より)

背景・必要性

人口増加社会では、都市計画に基づく規制を中心に開発意欲をコントロール
 ⇒人口減少社会では、開発意欲が低減し望ましい土地利用がなされない

都市のスポンジ化※ → コンパクト・プラス・ネットワークの推進に重大な支障

※都市のスポンジ化：都市の内部で空き地、空き家等の低未利用の空間が、小さな敷地単位で時間的・空間的にランダムに相当程度の分量で発生する現象
 - 空き地(個人所有の宅地等に限定)は約44%増(約681km²→約981km²:大阪府の面積の約半分)(2003→2013年)
 - 空き家は約50%増(約212万戸→約318万戸:ほぼ愛知県全域の世帯数)(2003年→2013年)

- ・生活利便性の低下
- ・治安・景観の悪化
- ・地域の魅力(地域バリュー)の低下

⇒ スポンジ化が一層進行する悪循環

要因と対策のコンセプト

- ・地権者の利用動機の乏しさ
→低未利用地のまま放置
- ・「小さく」「散在する」低未利用地の
使い勝手の悪さ



行政から能動的に働きかけ、コーディネートと集約により土地を利用(所有と利用の分離)

地域コミュニティで考えて身の回りの公共空間を創出(まずは使う)

官民連携で都市機能をマネジメント

「経済財政運営と改革の基本方針2017」、「未来投資戦略2017」、「新しい経済政策パッケージ」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」において、都市のスポンジ化対策、未利用資産の有効活用等を措置するよう位置付け

法案の概要

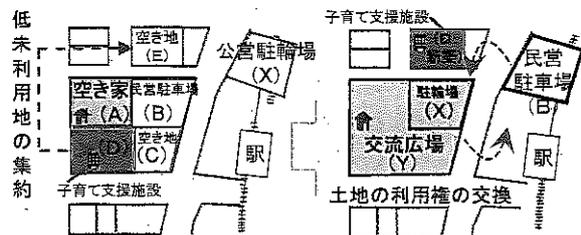
都市のスポンジ化対策(都市機能誘導区域、居住誘導区域を中心に)

コーディネート・土地の集約

- 「低未利用土地権利設定等促進計画」制度の創設
-低未利用地の地権者等と利用希望者とを行政がコーディネートし、所有権にこだわらず、複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する計画を市町村が作成

※所有者等探索のため市町村が固定資産税課税情報等を利用可能

(税)登録免許税・不動産取得税の軽減



- 都市再生推進法人(まちづくり団体等)の業務に、低未利用地の一時保有等を追加
(税)所得税等の軽減

○土地区画整理事業の集約換地の特例

- 低未利用地を柔軟に集約し、まちの顔となるような商業施設、医療施設等の敷地を確保

(予算)都市開発資金貸付け
 【都市開発資金の貸付けに関する法律】

- 市町村は、低未利用土地利用等指針を作成し、低未利用地の管理について地権者に勧告が可能に

身の回りの公共空間の創出

- 「立地誘導促進施設協定」制度の創設
-交流広場、コミュニティ施設、防犯灯など、地域コミュニティやまちづくり団体等が共同で整備・管理する施設(コモンズ)についての地権者による協定(承継効付)
(税)固定資産税の軽減

※ 周辺地権者の参加を市町村長が働きかけ



▶ 空き地や空き家を活用して交流広場・コミュニティ施設等を整備・管理



*長野市「パティオ大門」 *活性化施設(イメージ)

- 「都市計画協力団体」制度の創設
-都市計画の案の作成、意見の調整等を行う住民団体、商店街組合等を市町村長が指定
(身の回りの都市計画の提案が可能に)

都市機能のマネジメント

- 「都市施設等整備協定」制度の創設
-民間が整備すべき都市計画に定められた施設(アクセス通路等)を確実に整備・維持
- 誘導すべき施設(商業施設、医療施設等)の休廃止届出制度の創設
-市町村長は、商業機能の維持等のため休廃止届出者に助言・勧告

都市の遊休空間の活用による安全性・利便性の向上

公共公益施設の転用の柔軟化、駐車施設の附置義務の適正化、立体道路制度の適用対象の拡充等を措置

【目標・効果】

低未利用地の利用を促進し、都市内遊休空間を賢く使うことで、民間の担い手による魅力的なまちづくりを実現

(KPI)・低未利用土地権利設定等促進計画の作成:約35件(2019~2023 [2019:3件 ↗ 2023:15件])

・立地誘導促進施設協定の締結:約25件(2019~2023 [2019:3件 ↗ 2023:10件])

⇒ 立地適正化計画を作成・公表した市町村のうち、今後10年間に、居住誘導区域に占める低未利用地の割合が、現状維持又は低下した市町村の割合:7割以上

※地方公共団体への意向調査等をもとに推計

●所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案

背景・必要性

○ 人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、所有者不明土地(※)が全国的に増加している。

(※)不動産登記簿等の公簿情報等により調査してもなお所有者が判明しない、又は判明しても連絡がつかない土地

○ 今後、相続機会が増加する中で、所有者不明土地も増加の一途をたどることが見込まれる。

○ 公共事業の推進等の様々な場面において、所有者の特定等のため多大なコストを要し、円滑な事業実施への大きな支障となっている。

経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)(抜粋)

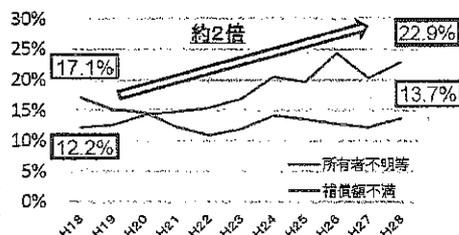
・所有者を特定することが困難な土地に関して、地域の実情に応じた適切な利用や管理が図られるよう、…公的機関の関与により地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築、…等について、…必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す。

平成28年度地籍調査における所有者不明土地

・不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合：約 20%
(所有者不明土地の外縁)

・探索の結果、最終的に所有者の所在が不明な土地(最狭義)：0.41%
の所有者不明土地)

直轄事業の用地取得業務において
あい路案件となっている要因



法案の概要

1. 所有者不明土地を円滑に利用する仕組み

反対する権利者がおらず、建築物(簡易な構造で小規模なものを除く。)がなく現に利用されていない所有者不明土地について、以下の仕組みを構築。

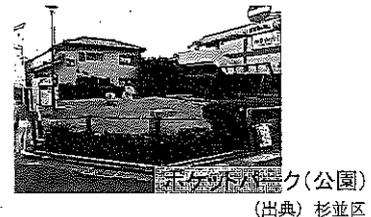
① 公共事業における収用手続の合理化・円滑化(所有権の取得)

- 国、都道府県知事が事業認定(※)した事業について、収用委員会に代わり都道府県知事が裁定
(※)マニュアル作成等により、認定を円滑化(審理手続を省略、権利取得裁決・明渡裁決を一本化)

② 地域福利増進事業の創設(利用権の設定)

- 都道府県知事が公益性等を確認、一定期間の公告
- 市区町村長の意見を聴いた上で、都道府県知事が利用権(上限10年間)を設定
(所有者が現れ明渡しを求めた場合は期間終了後に原状回復、異議がない場合は延長可能)

— 地域福利増進事業のイメージ —



2. 所有者の探索を合理化する仕組み

所有者の探索において、原則として登記簿、住民票、戸籍など客観性の高い公的書類を調査することとするなど(※)合理化を実施。

(※)照会の範囲は親族等に限定

① 土地等権利者関連情報の利用及び提供

- 土地の所有者の探索のために必要な公的情報(固定資産課税台帳、地籍調査票等)について、行政機関が利用できる制度を創設

② 長期相続登記等未了土地に係る不動産登記法の特例

- 長期間、相続登記等がされていない土地について、登記官が、長期相続登記等未了土地である旨等を登記簿に記録すること等ができる制度を創設

3. 所有者不明土地を適切に管理する仕組み

財産管理制度に係る民法の特例

- 所有者不明土地の適切な管理のために特に必要がある場合に、地方公共団体の長等が家庭裁判所に対し財産管理人の選任等を請求可能にする制度を創設(※民法は、利害関係人又は検察官にのみ財産管理人の選任請求を認めている)

【目標・効果】

- 所有者不明土地の収用手続に要する期間(収用手続への移行から取得まで)：約1/3短縮(約31→21ヵ月)
- 地域福利増進事業における利用権の設定数：施行後10年間で累計100件

出典：国土交通省作成資料

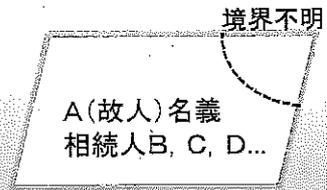
平成30年4月3日(火)衆議院東日本大震災復興特別委員会 衆議院議員 階 猛(希望の党)

東日本大震災復興特別区域法改正案 概要

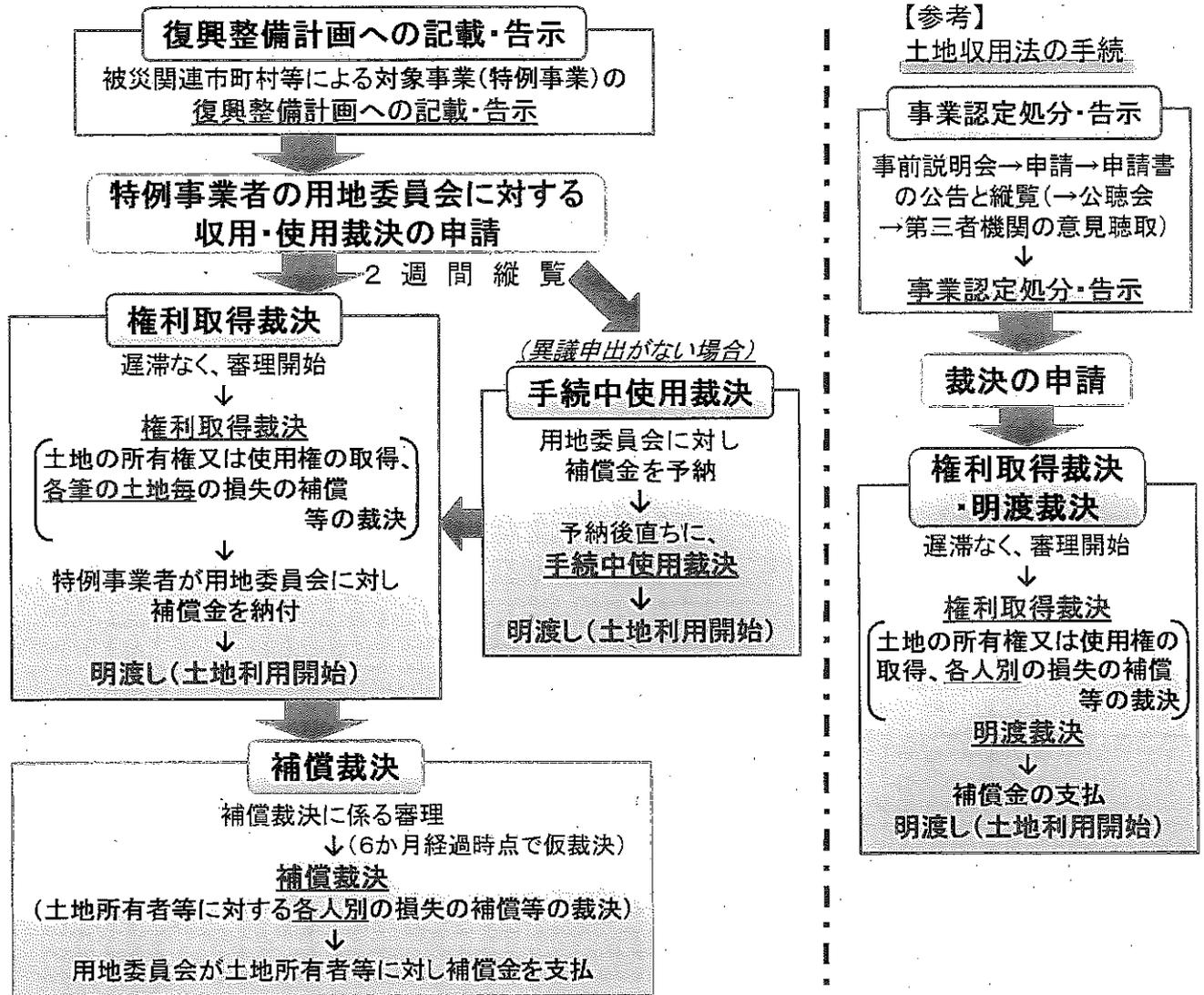
東日本大震災の被災地における課題

東日本大震災の被災地では、相続登記未了、所有者不明等の事業用地が多数存在
 ⇒復旧・復興事業の円滑かつ迅速な実施の妨げ

適正に私有財産との調整を図りつつ、所有者不明のままでも早期の権利取得・土地利用開始を可能とする制度を創設する必要がある



復興整備事業の用に供する土地の収用・使用に係る特別の措置



検討条項

- ① 集団移転の移転元地の活用促進のため、土地収用法の特例の創設を検討
- ② 将来の大規模災害発生時の土地の収用・使用の在り方について検討

出典：衆議院法制局作成資料

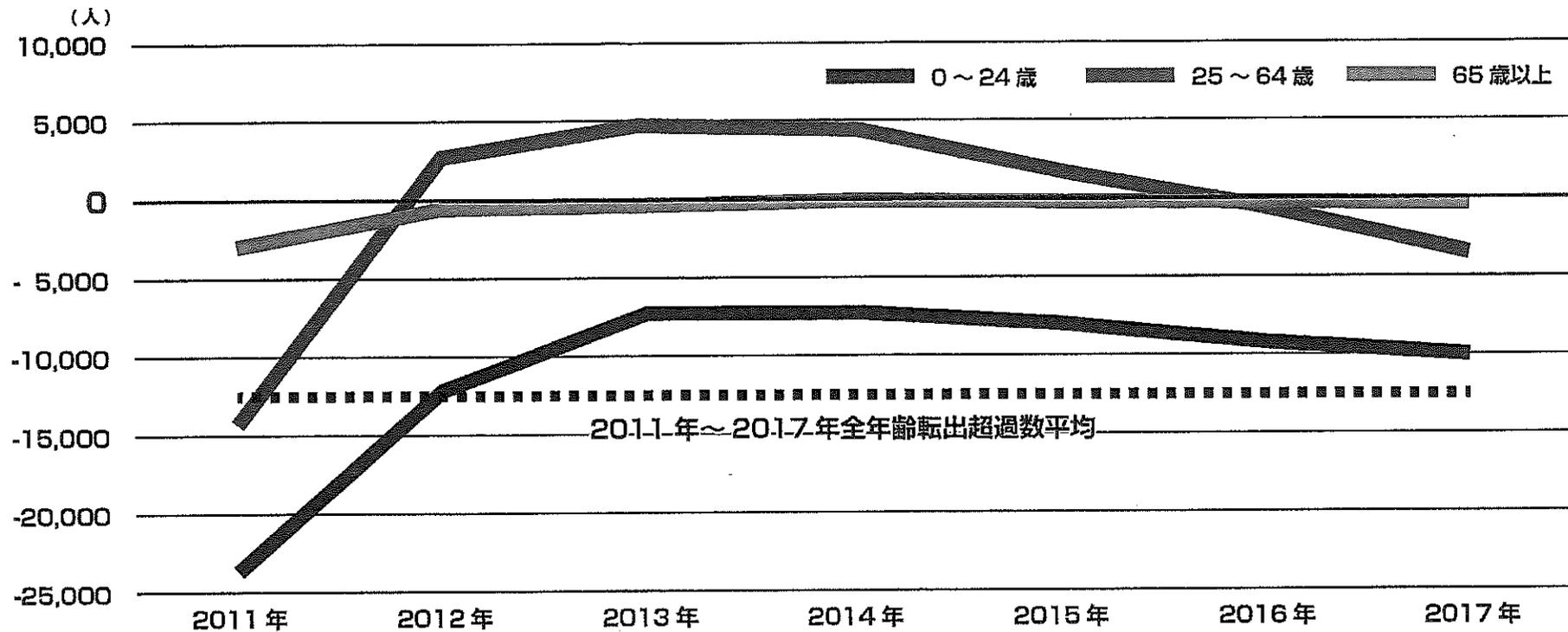
平成 30 年 4 月 3 日（火）衆議院東日本大震災復興特別委員会 衆議院議員 階 猛（希望の党）

被災3県の年齢別転入・転出超過数(日本人移動者) [2011年~2017年]

男女計

(人)

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	7年間の平均
0～24歳	-23,789	-12,240	-7,319	-7,283	-8,039	-9,268	-10,074	-11,145
25～64歳	-14,397	2,705	4,796	4,464	1,703	-613	-3,554	-699
65歳以上	-3,037	-620	-452	-155	-257	-310	-389	-746
全年齢合計	-41,223	-10,155	-2,975	-2,974	-6,593	-10,191	-14,017	-12,590



出典：総務省資料を基に階猛事務所作成

平成30年4月3日(火) 衆議院東日本大震災復興特別委員会 衆議院議員 階猛(希望の党)